

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	津波避難道路整備事業 (神岡下地区)	事業番号	D-1-1
交付団体	北茨城市		事業実施主体 (直接/間接)	北茨城市 (直接)	
総交付対象事業費	499,724 (千円)		全体事業費	499,724 (千円)	

事業概要

津波発生時に、関南町神岡下地区などの沿岸地域の住民や観光客等来訪者の安全で速やかな避難行動を確保するため、沿岸地域からの津波避難道路を整備する。

当該地区の既存避難路である国道 6 号は、東日本大震災において (最大 1.5m~3.0mにも及ぶ) 津波浸水を受け、当時間にわたり通行不能となったため、国道 6 号を通行せずに一刻も早く西側の高台避難場所へ至る避難ルートを確認することが喫緊の課題である。

そこで、国道六号を横断して既存避難路 (県道山根大津港線) にショートカット出来る津波避難道路 (L=180m) を整備し、避難距離の短縮 (0.2 km) 及び避難時間の短縮 (約 5 分) を図るとともに、想定される津波遡上高を踏まえた道路構造とすることで、より安全性の高い避難路とするものである。

【整備内容】 車道及び歩道 L=180m、W=9.5m

※北茨城市震災復興計画：P 3 2 防災基盤の整備、「復興に向けての方針」の中で、「防災施設の整備」として避難路の整備が位置づけされている。

当面の事業概要

<平成 25 年度> 調査、測量、設計、用地買収
<平成 26 年度> 用地買収、本工事
<平成 27 年度> 用地買収、本工事

東日本大震災の被害との関係

北茨城市においては、市内で最大 6.7m を観測した大津波により沿岸地域一帯が浸水し、甚大な被害が発生した。その際に、通常時の幹線道路が冠水する等、沿岸地域の住民や来訪者の避難のための経路が十分確保されていなかったため混乱が生じた。

そのため、沿岸地域からの津波避難道路を整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（平潟地区）	事業番号	D-5-1
交付団体	北茨城市		事業実施主体（直接/間接）	北茨城市（直接）	
総交付対象事業費	2,425（千円）		全体事業費	582,179（千円）	
事業概要					
東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。 対象となる災害公営住宅 平潟地区 3 棟・39 戸					
※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の家賃低廉化事業 2,425 千円（1 月分）					
＜平成 26 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の家賃低廉化事業 29,019 千円（12 月分）					
＜平成 27 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の家賃低廉化事業 29,019 千円（12 月分）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。 現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を低廉化する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（大津地区）	事業番号	D-5-2
交付団体	北茨城市		事業実施主体（直接/間接）	北茨城市（直接）	
総交付対象事業費	2,425（千円）		全体事業費	582,179（千円）	
事業概要					
東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。 対象となる災害公営住宅 大津地区 3 棟・39 戸					
※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の家賃低廉化事業 2,425 千円（1 月分）					
＜平成 26 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の家賃低廉化事業 29,019 千円（12 月分）					
＜平成 27 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の家賃低廉化事業 29,019 千円（12 月分）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。 現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を低廉化する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (中郷地区)	事業番号	D-5-3
交付団体	北茨城市		事業実施主体 (直接/間接)	北茨城市 (直接)	
総交付対象事業費	1,990 (千円)		全体事業費	477,680 (千円)	

事業概要

東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。

対象となる災害公営住宅 中郷地区 1 棟・32 戸

※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の家賃低廉化事業 1,990 千円 (1 月分)

<平成 26 年度>

災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の家賃低廉化事業 23,884 千円 (12 月分)

<平成 27 年度>

災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の家賃低廉化事業 23,884 千円 (12 月分)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。

現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を低廉化する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（平潟地区）	事業番号	D-6-1
交付団体	北茨城市		事業実施主体（直接/間接）	北茨城市（直接）	
総交付対象事業費	776（千円）		全体事業費	93,130（千円）	
事業概要					
東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。 対象となる災害公営住宅 平潟地区 3 棟・39 戸					
※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の特別家賃低減事業 776 千円（1 月分）					
＜平成 26 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の特別家賃低減事業 9,313 千円（12 月分）					
＜平成 27 年度＞ 災害公営住宅（平潟地区、39 戸）の特別家賃低減事業 9,313 千円（12 月分）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。 現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を減免する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（大津地区）	事業番号	D-6-2
交付団体	北茨城市		事業実施主体（直接/間接）	北茨城市（直接）	
総交付対象事業費	776（千円）		全体事業費	93,130（千円）	
事業概要					
東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。 対象となる災害公営住宅 大津地区 3 棟・39 戸					
※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の特別家賃低減事業 776 千円（1 月分）					
＜平成 26 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の特別家賃低減事業 9,313 千円（12 月分）					
＜平成 27 年度＞ 災害公営住宅（大津地区、39 戸）の特別家賃低減事業 9,313 千円（12 月分）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。 現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を減免する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (中郷地区)	事業番号	D-6-3
交付団体	北茨城市		事業実施主体 (直接/間接)	北茨城市 (直接)	
総交付対象事業費	636 (千円)		全体事業費	76,409 (千円)	
事業概要					
東日本大震災による被災者の居住・生活の安定を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化を行う。 対象となる災害公営住宅 中郷地区 1 棟・32 戸					
※北茨城市震災復興計画：P7 住宅の再建・生活支援「復興に向けての方針」の中で、「災害公営住宅の整備」、「家賃の低廉化」が位置づけされている。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の特別家賃低減事業 636 千円 (1 月分)					
＜平成 26 年度＞ 災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の特別家賃低減事業 7,641 千円 (12 月分)					
＜平成 27 年度＞ 災害公営住宅 (中郷地区、32 戸) の特別家賃低減事業 7,641 千円 (12 月分)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、全壊 431 戸、大規模半壊 417 戸、半壊 1,763 戸、一部損壊等 5,950 戸と市内家屋の 50%超が被害を受けた。 現在、309 世帯の方々が応急仮設住宅に入居し不自由な生活を余儀なくされていることから、市内 3 地区において計 110 戸の災害公営住宅整備を進めている。応急仮設住宅入居者のうち 100 世帯超は高齢等により自力再建が困難な世帯であることから、災害公営住宅に入居する低所得被災者が速やかに生活再建できるよう、一定期間、家賃を減免する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	備蓄倉庫整備事業（磯原地区）		事業番号	◆D-20-1-3
交付団体		北茨城市	事業実施主体（直接/間接）		北茨城市（直接）	
総交付対象事業費		37,030（千円）	全体事業費		37,030（千円）	
事業概要						
<p>備蓄倉庫を整備し、避難者及び地域住民へ食糧等物資の安定供給を図る。</p> <p>備蓄倉庫は、既に市内避難所 10 カ所に小規模なものを整備済みであるが、その備蓄品は、必要とされる初動 3 日分が確保できていない。整備の全体計画は平成 25 年度に行う地域防災計画改定の中で整理するものであるが、市内 3 箇所（北部・中部・南部）に拠点となる備蓄倉庫を整備する方針である。その一つとして、中部地区の拠点となる備蓄倉庫を、災害対策本部が置かれる市役所敷地内に設置することは必須であることから、先行整備を行うものである。なお、他の 2 箇所（北部・南部）の設置場所については、今後、地域防災計画の改定作業の中で検討を進める。</p> <p>【整備概要】</p> <p>鉄骨造 2 階建（延べ床面積 180㎡）</p> <p>※既存備蓄倉庫の規模から、下記の想定される備蓄品の数量により算定</p> <p>既存備蓄倉庫約 20㎡中、非常食 500 食で 5㎡、飲料水（500ml）2,000 本で 5㎡</p> <p>必要面積=175㎡+通路 5㎡=180㎡</p> <p>【備蓄品の想定】</p> <p>非常食 5,000 人×3 食×3 日=45,000 食。既備蓄量 5,000 食。今回備蓄量 40,000 食×1/3≒14,000 食</p> <p>飲料水 5,000 人×2ℓ×3 日=30,000ℓ=500ml×60,000 本。</p> <p>既備蓄量 500ml19,000 本。今回備蓄量 500ml41,000 本×1/3≒14,000 本</p> <p>※北茨城市震災復興計画：P31 防災基盤の整備「復興に向けての方針」で、「防災施設の整備」を位置づけている。</p>						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 測量、設計、本体工事						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災の地震・津波による住居の全半壊及び続発する余震により、市内 20ヶ所に開設した避難所へは一時 5,000 人を超える市民や旅行者が避難し、想定を上回る避難者に対する備蓄物資の不足は顕著であった。今後、進めなければならない避難所機能の強化を図るためには備蓄倉庫の整備及び流通備蓄体制の確立が必要である。</p> <p>【東日本大震災時避難状況】</p> <p>（開設避難所） 市民体育館 外 19ヶ所 （総避難者数） 約 5,100 人</p> <p>（避難所開設期間） 平成 23 年 3 月 11 日から 5 月 10 日（2ヶ月間）</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-1
事業名	都市防災総合推進事業
交付団体	市
基幹事業との関連性	
総合的な防災対策を推進する一環として、避難所機能を強化するため、食糧等物資不足に対する避難者の不安やストレス等を軽減するため、流通備蓄体制の確立を図るとともに最低限の物資を確保する必要がある。	

(様式 1-3 ①)

北茨城市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	緊急情報メール配信システム整備事業	事業番号	◆D-20-1-4
交付団体	北茨城市		事業実施主体 (直接/間接)	北茨城市 (直接)	
総交付対象事業費	7,000 (千円)		全体事業費	7,000 (千円)	
事業概要					
<p>非常時の市民への情報伝達手段の強化を図るため、防災行政無線 (同報系) や車両による広報に加えて、メール配信を行うためのシステムを整備する。</p> <p>本システムは、J-ALERT の情報に加え防災行政無線 (同報系) の情報を、エリアメール及び登録者メールとして一括配信できるものとする。</p> <p>エリアメールは、区域内滞在者の携帯電話に情報を配信するものであり、それに加えて、北茨城市民で緊急時に市外に居る方へも緊急情報を配信できるよう事前登録者へのメール配信も併せて行うものとする。</p> <p>これにより、市民に対してより広く、緊急情報を提供することができる。</p> <p>※北茨城市震災復興計画：P 3 1 防災基盤の整備「復興に向けての方針」の中で、「緊急情報伝達施設の整備」が位置づけされている。</p>					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞					
システム要件整理、システム整備					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災において、市全域で電気や水道などライフラインが長期にわたり停止したことにより市全域でテレビ等からの情報収集が困難な状況となった。</p> <p>市民への当市の広報手段としては車両広報による伝達が主であったため、市民への情報伝達は困難であった。これらの対策として平成 23、34 年で防災行政無線 (同報系) の整備を行い市内 51 箇所へ屋外スピーカーを設置した。</p> <p>しかし、防災行政無線 (同報系) の屋外スピーカーは地形や気象条件の影響を受けやすく聴き取ることが困難な場合があるため、これらの対策としてメール配信を行うことで、それぞれのメリットを活かして情報配信手段の迅速化と強化を図る。</p> <p>なお、緊急時のメール配信は、システム登録者へのメールとエリアメールを同時に配信し、より広く情報を伝達する。なお、緊急情報は J-ALERT より情報を受信し配信する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-1
事業名	都市防災総合推進事業
交付団体	市
基幹事業との関連性	
総合的な防災対策を推進する一環として、情報伝達手段を多様化し、より多くの住民に緊急情報を伝達できる体制を整備する必要がある。	